

# 川口緑化センターマスコット「ジュリアン」使用取扱規程

平成24年1月16日 制定

## (趣旨)

第1条 この規程は、川口緑化センターのマスコット「ジュリアン」（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## (使用できる者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- 一 川口緑化センターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不適當であるとき。

## (使用承認申請)

第3条 営利を目的としてマスコットを使用する場合には、あらかじめマスコット使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、川口緑化センター長（以下「川口緑化センター」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 マスコットの立体物及び動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認をうけなければならない。
- 3 川口緑化センターは、前各項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。
- 4 前項の承認は、マスコット使用承認書（様式第2号）をもって行う。

## (使用上の遵守事項)

第4条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
- 二 使用するデザインは、ベーシックデザイン使用規定（以下「使用規定」という。）に定めたものとする。
- 三 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、川口緑化センターが認めた場合はこの限りでない。

四 「川口緑化センターマスコット「ジュリアン」との表記を付すこと（別記「使用例」参照）。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「○川口緑化センター」、「ジュリアン」、「Jurian」の表記をもって代えることができる。なお、川口緑化センターが認めた場合はこの限りでない。

2 マスコットの使用承認を受けた者は、承認された用途のみに使用すること。

（承認内容の変更）

第5条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、川口緑化センターに承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコット使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（違反等に対する取扱い）

第6条 マスコットを使用している者（使用承認を受けた者を除く。）が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、川口緑化センターはその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 マスコットの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、川口緑化センターはその責めを負わない。

（補則）

第7条 この規程に定めるものの他、マスコットの取扱いに係る必要な事項は、川口緑化センターが別に定める。

附則

この規程は、平成24年1月16日より施行する。

別記 使用例



川口緑化センターマスコット「ジュリアン」

様式第1号（第3条関係）

マスコット使用承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）

川口緑化センター長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり、マスコットを使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件（使用するジュリアンのポーズ）
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間（最長2年間とする）
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類  
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第3条、第5条関係）

マスコット使用（変更）承認書

平成 年 月 日

様

川口緑化センター長

平成 年 月 日付けで申請のありましたマスコットの使用（変更）については、下記のとおり承認します。なお、今後、使用許諾料（ロイヤリティ）を徴する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 承認内容

- (1) マスコット使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) 川口緑化センターマスコット「ジュリアン」使用取扱規程を遵守すること。

2 承認番号

号
---